

今般の新型コロナウイルス感染症に関する「事業用資産に生じた災害による損失等」については、次のとおり、取り扱って差し支えありません。

[災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当する例]

- ・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- ・ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損
- ・ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気洗浄機等の購入費用
- ・ イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損

※ 「災害により生じた損失等」とは、棚卸資産や固定資産に生じた被害（損失）に加え、その被害の拡大・発生を防止するために緊急に必要な措置を講ずるための費用が該当します。

[災害により生じた損失等（翌年以後に繰り越される損失等）に該当しない例]

- ・ 客足が減少したことによる売上げ減少額
- ・ 休業期間中に支払う人件費
- ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

※ 上記のように、棚卸資産や固定資産に生じた被害の拡大・発生を防止するために直接要した費用とは言えないものについては、「災害により生じた損失等」に該当しません。

(参考2) 個人事業者の繰戻還付及び繰越控除の適用の有無について

	青色申告 (災害による損失かどうかを問わない)	白色申告	
		災害損失	災害損失以外
繰戻還付	<input type="radio"/> 〔1年繰り越し可〕 (注1)	X	
繰越控除	<input type="radio"/> 〔3年繰り越し可〕 (注1)	<input type="radio"/> 〔3年繰り越し可〕 (注2)	X

(注1) 青色申告者の繰戻還付（純損失の繰戻し）及び繰越控除（純損失の繰越控除）については、災害損失とそれ以外の損失で取扱いは変わらず、純損失の全額が繰戻還付及び繰越控除の対象となる。また、純損失の金額の全部又は一部を前年分に繰戻し、繰り戻さなかった損失の金額を翌年以後に繰り越すことも可能。

(注2) 变動所得の金額の計算上生じた損失の金額は繰越可能。

問9 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い [令和3年1月13日更新]

新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から個人に対して助成金が支給されることがあります。こうした助成金は所得税の課税対象となりますか。

○ 国や地方公共団体からの助成金については、個別の助成金の事実関係によって、次のとおり課税関係が異なります。具体例については、問9-2の（参考）をご覧ください。

【非課税となるもの】

○ 次のような助成金（助成金には、商品券などの金銭以外の経済的利益を含みます。以下同じです。）は、非課税となります。

- ① 助成金の支給の根拠となる法令等の規定により、非課税所得とされるもの
- ② その助成金が次に該当するなどして、所得税法の規定により、非課税所得とされるもの
 - ・ 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
 - ・ 心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）

【課税となるもの】

- 上記の非課税所得となる助成金以外の助成金については、次のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。
 - ① 事業所得等に区分されるもの
事業に関して支給される助成金（例えば、事業者の収入が減少したことに対する補償や支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給するものなど）
 - ※ 補償金の支給額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合には、税負担は生じません。
 - また、支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。
 - ② 一時所得に区分されるもの
例えば、事業に関連しない助成金で臨時に一定の所得水準以下の方に対して一時に支給される助成金
 - ※ 一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されることから、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。
 - ③ 雑所得に区分されるもの
上記①・②に該当しない助成金
 - ※ 一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。
 - ※ 国や地方公共団体による主な助成金等の課税関係については、問9-2の（参考）をご確認ください。
なお、問9-2の（参考）に記載がない助成金等の課税関係については、その助成金等の支給元である国や地方公共団体の窓口にご確認ください。

問9-2 助成金等の収入計上時期の取扱い【令和3年1月13日追加】

私は個人事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、この事業に関して国や地方公共団体から助成金等の支給を受けました。この助成金等はいつの年分の収入金額として申告する必要がありますか。

- ご質問の助成金等の収入計上時期については、個別の助成金等の事実関係によって、次のとおり、様々な時期が考えられます。具体例については、（参考）1（課税対象となるもの）をご覧ください。

【基本的な考え方】

- 所得税の計算上、ある収入の収入計上時期については、その収入すべき権利が確定した日の属する年分となります（所得税法第36条）。
ご質問の助成金等については、国や地方公共団体により助成金等の支給が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられますので、原則として、その助成金等の支給決定がされた日の属する年分の収入金額となります。

【特定の支出を補填するもの】

- ただし、助成金等が、支給要綱などで定められた特定の支出（※1）を補填するものについて、その支給を受けるために必要な手続をしているときには、その支出と同時に、実質的に、助成金を支給する権利が確定していると考えられることから、その収入計上時期は、結果として、所得が生じることがないように、その支出が発生した日の属する年分として取り扱うこととしています（所得税基本通達36・37共-48）。

※1 例えば、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助金におけるマスクや消毒液の購入費用や清掃委託費用などが該当します。

※2 助成金等の交付目的に適合した固定資産の取得等をした場合において、一定の要件を満たすときには、その固定資産の取得等に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しない（総収入金額不算入）こととされています（所得税法

(42条・43条)。

〔参考〕

タックスアンサー（所得税）「No.2202 国庫補助金等を受け取ったとき」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2202.htm>

〔参考〕1 新型コロナウイルス感染症等の影響に関する支給される主な助成金等の課税関係（例示）

○非課税対象となるもの

【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】
<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条） 新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）
【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】
<ul style="list-style-type: none"> 特別定額給付金（新型コロナ税特法4条1号） 子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条2号）
【所得税法が非課税の根拠となるもの】
<ul style="list-style-type: none"> ○学資として支給される金品（所得税法9条1項15号） <ul style="list-style-type: none"> 学生支援緊急給付金 ○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号）。 <ul style="list-style-type: none"> 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 東京都のベビーシッター利用支援事業の特例措置における助成

○課税対象となるもの

助成金等の種類	収入計上時期
【事業所得等に区分されるもの】（法人税についても、同様）	
●持続化給付金（事業所得者向け）	●支給決定時
●東京都の感染拡大防止協力金	
●雇用調整助成金	
●小学校休業等対応助成金（支援金）	●支給決定時又は経費発生時（※1～3）
●家賃支援給付金	
●小規模事業者持続化補助金	
●農林漁業者への経営継続補助金	
●医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業における補助金	
【一時所得に区分されるもの】	
●持続化給付金（給与所得者向け）	●支給決定時
●Go To トラベル事業における給付金	●旅行終了時（旅行代金割引相当額） ●クーポン使用時（地域共通クーポン相当額）
●Go To イート事業における給付金	●ポイント・食事券使用時
●Go To イベント事業における給付金	●ポイント・クーポン使用時
【雑所得に区分されるもの】	
●持続化給付金（雑所得者向け）	●支給決定時

※1 経費発生時は、助成金等の支給対象となる経費を支出した時に収入計上します。

※2 助成金等による補填を前提として所定の手続を済ませている場合には、その収入計上時期はその支出が発生した日の属する年分となります（所得税基本通達36・37共-48）。

※3 これらの助成金等を固定資産の取得等に充てた場合において、一定の要件を満たすときには、その固定資産の取得等に充てた部分の金額に相当する金額を総収入額に算入しない（総収入額不算入）こととされています（所得税法42条・43条）。（注）いわゆる現金主義（所得税法67条）や措置法差額（租税特別措置法26条）の適用を受ける方なども対象です。

※4 事業所得等の金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続に際して発生した費用（行政書士に対する報酬料金など）は、この必要経費に該当します。

（参考）2 国等から支給される主な助成金等の課税関係（例示）

（新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して給付されるものを除く。）

○非課税対象となるもの

【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】

- ・雇用保険の失業等給付（雇用保険法12条）
- ・生活保護の保護金品（生活保護法57条）
- ・児童（扶養）手当（児童手当法16条、児童扶養手当法25条）
- ・被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法21条）

【租税特別措置法が非課税の根拠となるもの】

- ・簡素な給付措置（臨時福祉給付金）（措置法41条の81項1号）
- ・子育て世帯臨時特例給付金（措置法41条の81項2号）
- ・年金生活者等支援臨時福祉給付金（措置法41条の81項3号）

【所得税法が非課税の根拠となるもの】

- 学資として支給される金品（所得税法9条1項15号）
 - ・東京都認証保育所の保育料助成金

○課税対象となるもの

【事業所得等に区分されるもの】

- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業による補てん金

【一時所得に区分されるもの】

- ・すまい給付金
- ・地域振興券

【雑所得に区分されるもの】

- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業における割引券（通常時のもの）
- ・東京都のベビーシッター利用支援事業における助成（通常時のもの）

問9-3 学生に対して大学等から助成金が支給された場合の取扱い〔令和2年5月15日追加〕

私は、都内の大学に通う学生ですが、新型コロナウイルス感染症の影響による学生支援策として、大学から次の助成金等を受領しました。

これらの助成金等は、所得税の課税対象となりますか。

- ① 学費を賄うために支給された支援金
- ② 生活費を賄うために支給された支援金
- ③ 感染症に感染した学生に対する見舞金（5万円）
- ④ 遠隔授業を受けるために供与された機械（パソコン等）

○ ご質問については、それぞれ次のとおりとなります。

- ① 学費を賄うために支給された支援金

非課税所得となる「学資金」（所得税法9条1項15号）に該当しますので、所得税の課税対象になりません。ただし、その支援金の使途が特に限定されていないと認められる場合には、下記②と同様の取扱いになります。

- ② 生活費を賄うために支給された支援金

一時所得として収入金額に計上していただく必要があります。

ただし、その年の他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、所得税の課税対象にはなりません。